



2019.2.19

消防庁の“意見（パブリックコメント）公募”に答えて！



消防庁は1月21日（月）に報道発表し、消防用設備等の「点検結果報告書と点検票様式の一部改正（案）」について、意見公募を行うとしました。期間は、1月22日（火）～2月20日（水）の1か月間です。

左写真は、2月19日（火）午前、静岡県選出の塩谷立衆議院議員、渡辺政策担当秘書及び鈴木消防庁予防課長様等のご尽力により、静岡県消防設備保守点検業協同組合（以下「当組合」）西川理事長が、公募のあった意見（パブリックコメント）書を塩谷衆議院議員が同席する中、意見提出の趣旨等を説明しながら消防庁予防課へ提出している様子です（会場は衆議院第二議院会館内の塩谷衆議院議員事務所）。この日は、当組合から西川理事長のほか杉山副理事長、堀部副理事長、藤田青年部会業務担当委員長及び仁科専務理事兼事務局長が参加しました。 → 提出した意見書の概要は次ページ掲載



（国土交通省営繕管理部HPから転載）

静岡県民の声を届ける！

意見公募要領では、電子政府の総合窓口「e-Gov」や電子メールを利用した意見提出、あるいは郵送やファクスによる方法も可能だと書かれているのに、なぜ当組合は“意見書の持参”に拘ったのか。それについて説明いたします。

少し遡（さかのぼ）りますが、消防庁の報道発表後、当組合には、組合員だけでなく県内の関係者や保守点検業者等から、公表された様式改正（案）に対する様々な意見が寄せられました。その多くは、報告様式の押印簡素化や「有資格者点検/要・不要」記載欄の新設等による現場の混乱、更には消防法が原則とする有資格者点検への影響、適正点検実施に係る報告の形骸化等への懸念です。まさに、実際に地方において業務に携わる者及び保守点検により火災予防の便益受ける者（エンドユーザー）のみが実感する“明確かつ具体的な懸念”でした。

当組合では、“組合として何ができるのか”、“何をすべきか”を念頭に置き、理事会が中心となって組合員の情報共有を図りながら、共同受注委員会や青年部会（業務担当委員会）において意見（パブリックコメント）書提出に向けた意見集約を進めました。それと並行して進めたのが、意見書の提出方法であり、消防庁への伝え方だったのです。

皆様にご理解いただきたいのは、今回、提出する意見（パブリックコメント）書には、当組合員だけでなく、県内の関係者や保守点検業者等のほか、多くの静岡県民の声が込められている、ということです。そして、寄せられた意見に共通するのは、火災から生命・財産を力を合わせて守っていこうとする、時代を超えた普遍的な想いです。今回、提出した意見書の趣旨及び意見が、消防庁における様式改正（案）の参考となり実施案に反映されますことを願ってやみません。

昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を改正する件及び平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）の一部を改正する件について

【概要】

1 点検報告書様式及び点検票様式における印鑑の簡素化について

消防用設備等の点検については、消防法(昭和23 年法律第186 号)第17 条の3の3の規定に基づき、防火対象物の関係者(所有者、管理者又は占有者)に対して報告義務が課されている。

点検報告書様式については平成16 年消防庁告示第9号において、当該報告書に添付する消防用設備等の種類ごとの点検票様式については昭和50年消防庁告示第14号において、それぞれ定められており、各様式において報告義務者である防火対象物の関係者以外の者(点検者、立会者及び防火管理者)の押印を求めているが、消防機関において報告義務者でない者にまで押印を求め、本人確認を行う法的必要性は無いものと考えられる。

また、各様式において防火対象物の関係者以外の者にまで押印を求めることにより、自治体における電子申請システムの導入に当たり、防火対象物の関係者以外の者すべての電子証明書が必要になり、当該電子申請システムが利用されにくくなる可能性がある等の弊害が予見される。

以上のことから、各様式において求めている防火対象物の関係者以外の者の押印について不要とし、各様式における@マークを削除することとしたい。

2 点検報告書様式における記載内容の見直しについて

点検報告書様式において、点検報告時に必ずしも確認の必要がない項目や記載すべき内容が明確でない項目があったこと等の課題を踏まえ、点検報告書様式の記載内容の見直しを行うこととした。

3 工業標準化法の一部改正に伴う改正について

不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30 年法律第33 号、平成31 年7月1日施行予定。)による工業標準化法の一部改正に伴い、各様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めることとした。

【施行期日】

公布の日 ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、平成31 年7月1日。



様式改正 (案)	当組合の意見書 (概要)
1 点検報告書様式及び点検票様式における印鑑の簡素化について	
(1-1) 押印が担保する機能について	・報告の真実性の確保等、押印簡素化を一部修正等。
(1-2) 点検報告様式等に係る実体面の当事者の押印簡素化について	・報告義務者だけでなく、報告内容(適正点検の実施)の当事者・責任者の押印簡素化に懸念がある。
2 点検報告書様式における記載内容の見直しについて	
(2-1) 点検結果報告書への「有資格者点検/要・不要」欄の新設について	・「有資格者点検/要・不要」という表記は消防庁検討会の意見や消防機関等の見解と異なり削除・修正すべき。
(2-2) これまで無資格者でも良いとされる領域における保守点検業者の対応と改正様式への期待について	・消防の本旨である“現場のマンパワー”を基本とする考えに基づく報告様式の検討を期待。
(2-3) 検実施者の記載における有資格者点検と無資格者点検との取扱いの差異について	・点検報告様式等における有資格者点検と無資格者点検の点検実施者の記載で不整合ないか。
(2-4) 改正様式の全国共通性等	・地方の実態、地域防災力の仕組を踏まえた様式を望む。
(2-5) 改正様式と消防用設備等保守点検業に係る業界の確立及び業法制定について	・消防保守点検の場に様々な(業種の)会社の参入拡大が想定される。安値受注の頻発等の懸念。業法の必要性。
(2-6) その他	・様々な議論・検討が大切。その結果でも分離不可。 ・無資格者点検の拡大と今回の様式変更との関連・広報。 ・点検結果の報告率改善の一方策として当組合の要望を再考願いたい。
ア 報告様式の分離について	
イ スマホ・アプリ運用との関連性について	
ウ 点検結果報告率の改善と当組合要望(平成29年8月29日提出)について	
3 工業標準化法の一部改正に伴う改正	
(3-1) 工業標準化法の一部改正に伴う改正について	・特に異論なし。